

令和2年4月1日に水道事業の広域統合を行います

将来にわたって安全で安心な水道水を供給するために、3市3町1企業団の水道事業を統合して、令和2年4月1日からは佐賀西部広域水道企業団が経営を行います。企業団は市役所や町役場と同じ地方公共団体です。

武雄市 + 嬉野市 + 多久市 + 大町町 + 江北町 + 白石町 + 西佐賀水道企業団

佐賀西部広域水道企業団

利用者の皆さまの変更点

1 お客様窓口が武雄市役所 2 階から旧水道庁舎へ移転します。

令和2年4月1日から、『佐賀西部広域水道企業団武雄営業所』として旧水道庁舎（武雄町大字武雄3444番地：上西山区）にお客様窓口を設置し、給水工事受付、水道料金・下水道使用料のお問合せ・お支払い、閉開栓受付、使用者の名義変更手続き等の業務を行います。



2 検針の時期が変わります

- ・検針については、これまでの毎月検針から2ヶ月に1回の検針に変わります。
- ・検針は奇数月の1日～7日の間に行います。
- ・広域統合後は令和2年4月の検針・請求は行わず、令和2年5月から検針・請求を行います。
- ・請求については、2ヶ月間の使用水量を半分ににして1ヶ月毎の料金を算出し、毎月請求を行います。

（検針票の表示イメージ）

水道使用水量	45m ³	
下水道使用水量	45m ³	
請求月	令和2年5月分	令和2年6月分
水道使用水量	23m ³	22m ³
下水道使用水量	23m ³	22m ³
水道料金	5,544円	5,247円
下水道使用料	4,774円	4,576円
請求予定額（合計）	10,318円	9,823円
振替予定日	5月27日	6月29日

（上記の金額は消費税等を含みます。）

3 料金の支払い方法について

- ・水道料金については、当面の間は変わりません。
- ・お支払い方法については、これまで通り
①口座振替 ②納入通知書
のいずれかでの支払いになります。
- ・口座振替については、これまで通り指定の口座での振替になりますが振替日が毎月27日に変わります。27日に振替ができなかった場合は、翌月10日に再度振替いたします。
（指定日が休日の場合は翌営業日）
- ・振替は水道料金と下水道使用料の両方をお支払いの方は合計した金額が振替されます。
- ・納入通知書については、封筒に封入ではなく、圧着ハガキによる納入通知書を毎月20日頃お届けいたします。
- ・武雄市よりお送りした納入通知書は4月1日以降すべて使えなくなりますので、お支払いはお早めをお願いします。
- ・お支払いできる場所については、市内最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、佐賀西部広域水道企業団武雄営業所でお支払いいただけます。4月1日以降武雄市役所内（佐賀銀行武雄市役所派出所含む）ではお支払いができなくなります。
- ・下水道事業については、これまで通り武雄市が運営しますが使用料については、水道料金と合わせて検針・算定・請求・徴収を佐賀西部広域水道企業団が行います。

佐賀西部広域水道企業団発行の「ウォッ太 PRESS 2020年3月号」もご覧ください。
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ 水道課 ☎ 0954-22-2874